

令和5年度 インターンシップ募集要領

栃木市（以下「本市」という。）では、職場における就業体験の機会を設けることにより、学生及び生徒（以下、「学生等」という。）の職業意識の向上や本市に対する理解を深めていただくことを目的として、インターンシップを次のとおり実施します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、実施内容の制限や受入れの急遽中止等の可能性がありますので、ご理解をお願いいたします。

1 インターンシップの概要

(1) 対象者

栃木県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門学校又は高等学校（以下、「大学等」という。）に在籍する学生等で、次のいずれかに該当する人としてします。

①就職に当たり、公務員を志望している人

②栃木市政に関心のある人

(2) 実施期間、受入人数及び日数

令和5年度は、原則として7月3日から9月29日まで（ただし、8月13日から16日は除く）の期間で、最長5日間とします。

また、受入人数は上記期間で最大5人までとし、希望者多数の場合は、受入人数を調整させていただきます。

なお、大学等において就業体験の期間設定がある場合については、事前にご相談ください。

(3) 募集方法

本市ホームページに募集要領を掲載します。

(4) 実施内容

受入先の部署で作成したプログラムによります。

(5) 実施場所

本庁舎、各総合支所、その他本市の施設

(6) その他

新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、受け入れ時の感染状況によってマスク着用と手洗い及び手指消毒等の協力を求める場合があります。

2 申込方法及び受入決定までの流れ

(1) インターンシップを希望する学生等は、最新の募集要領の内容を確認のうえ、在籍する大学等の就職支援担当者へ申し出てください（個人での申込は受け付けていません）。

(2) 大学等の就職支援担当者は、インターンシップ受入希望期間開始の4週間前までに本市

の受付窓口にご連絡いただき、学生等の受入に係る事前協議を実施してください。受入の可否は、インターンシップ受入希望期間開始の2週間前までに、大学等に連絡します。

- (3) 上記の事前協議終了後、大学等の代表者は、学生等の履歴書（任意）を提出してください。その後、大学等宛てに受入決定通知等を送付します。

3 受入条件等

(1) 協定・誓約

受入にあたっては、在籍する大学等との間で協定書を締結するとともに、学生等には誓約書を提出していただきます。

(2) 報酬・手当等

報酬、手当、食費、交通費等の支給はありません。

(3) 受入期間中の災害への対応、及び損害の賠償

学生等のインターンシップ期間中の災害及び通勤に際しての災害については、大学等が対応する傷害保険及び賠償責任保険をもって充てるほか、学生等が故意又は過失により本市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び学生等が連帯してその損害を賠償するものとします。

(※以下に例示する保険等への加入の有無を確認します。)

大学生等：「学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む）」

高校生等：「日本スポーツ振興本市災害給付制度」及び「インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険制度（産業教育振興中央会）」

(4) 規程等の遵守、及び機密保持義務

本市の規程、その他関係する規則を遵守し、指導、監督、助言等に従うとともに、本市で知り得た機密を一切漏らさないこととします。

(5) その他

この要領により難い特別な事情（要望等）がある場合は、事前にお問い合わせください。

4 受付窓口

栃木市役所 経営管理部 総務人事課 人事研修係

TEL：0282-21-2352 E-mail：jinji@city.tochigi.lg.jp